

総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第42号

総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例 (設置) 第1条 生活用水その他の浄水を供給するため水道事業を、工業用水を供給するため工業用水道事業を設置する。 第2条 <u>削除</u> (経営の基本) 第3条 水道事業及び工業用水道事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。	総社市水道事業、 <u>簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</u> (設置) 第1条 生活用水その他の浄水を供給するため水道事業及び簡易水道事業を、工業用水を供給するため工業用水道事業を設置する。 <u>(法の適用)</u> 第2条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u> <u>第2条第3項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。</u> (経営の基本) 第3条 <u>水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業</u> (以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

改正後	改正前
<p>(水道事業等の規模)</p> <p>第4条 水道事業等の給水区域，給水人口及び1日最大給水量は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 給水人口 <u>66,100人</u></p> <p>ウ 1日最大給水量 <u>25,100立方メートル</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）</u> <u>第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）</u>第8条の2の規定に基づき，水道事業等に管理者を置かないものとし，第8条第2項の規定により管理者の権限は，市長が行う。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 削除</p>	<p>(水道事業等の規模)</p> <p>第4条 水道事業等の給水区域，給水人口及び1日最大給水量は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 給水人口 <u>59,000人</u></p> <p>ウ 1日最大給水量 <u>28,800立方メートル</u></p> <p>(2) <u>昭和簡易水道事業</u></p> <p>ア <u>給水区域 認可区域内</u></p> <p>イ <u>給水人口 3,430人</u></p> <p>ウ <u>1日最大給水量 1,370立方メートル</u></p> <p>(3) <u>山手簡易水道事業</u></p> <p>ア <u>給水区域 認可区域内</u></p> <p>イ <u>給水人口 4,500人</u></p> <p>ウ <u>1日最大給水量 2,000立方メートル</u></p> <p>(4) <u>清音古地簡易水道事業</u></p> <p>ア <u>給水区域 認可区域内</u></p> <p>イ <u>給水人口 260人</u></p> <p>ウ <u>1日最大給水量 109立方メートル</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 <u>法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）</u>第8条の2の規定に基づき，水道事業等に管理者を置かないものとし，<u>法第8条第2項の規定により管理者の権限は，市長が行う。</u></p> <p>2 略</p> <p>(特別会計)</p> <p>第6条 <u>水道事業及び簡易水道事業は，法第17条及び令第8条の4の規定に基づき，一の特別会計を設ける。</u></p>

(総社市給水条例の一部改正)

第2条 総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市の水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第26条 <u>削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市の水道事業<u>及び簡易水道事業</u>の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(簡易水道事業の料金)</u></p> <p>第26条 <u>簡易水道事業の料金は、前条の規定を準用する。</u></p>

(総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第3条 総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年総社市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）第5条第1項に規定する管理者の権限を行う市長が、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 総社市水道事業、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）第5条第1項に規定する管理者の権限を行う市長が、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。